

令和3年度におけるS I P第2期各課題への予算配分額の考え方について

令和2年9月24日
ガバニングボード決定**1. 基本方針**

S I P第2期においては、これまで、前年度の予算額をベースに評価結果に基づき一定の割合で増減を図り、必要に応じて追加配分を実施してきた。令和2年度の配分額の検討に当たっては、令和元年度に実施した追加配分を含めた各課題への配分総額を令和2年度の配分額算定のベースとして、令和2年度の配分額を決定した。

既に課題設定後3年間が経過していることから、我が国を取り巻く情勢の変化に基づく課題の重要性等に関する視点の変化を踏まえ、令和3年度の配分額算定のベースとなる考え方について見直しを行うこととする。

令和3年度の配分額算定のベースは、原則として、令和2年度の配分額から令和元年度及び令和2年度の追加配分額を除いた額とする。ただし、令和元年度に課題全体の見直しと併せて臨時課題評価WGにて審議を行い、ガバニングボード決定された4課題分（A I サイバー、フィジカル、バイオ農業、I o E）の令和元年度の追加配分額は配分額算定のベースに組み入れることとする。

2. 評価項目

令和3年度の各課題への配分額算定のベースについては、以下の2項目に基づき、ガバニングボードにて評価を行い決定する。

A. 社会情勢の変化に応じた各課題の重要性の変化*

B. 成果及び社会実装に向けた取組の状況

※例えば、新型コロナウイルス感染症拡大後の「新たな日常」へ対応するために既存の取組の加速や取組の拡充が必要か否かの視点を含む

3. 予算配分額の見直し

上記項目に基づき評価を行い、特に増減が必要な課題については、令和3年度予算額算定のベースとなる予算額の見直しを行い、評価結果と併せて、ガバニングボードにて決定する。その際、ベース額が現在の事業規模と比較して過大に変動することの無いよう留意することとする。

【2021年】

1月 ガバニングボードにおける審議

2月 ガバニングボードにおける最終決定

以 上